

研究活動における保有個人情報の活用 に関する課題について

1 研究活動のための保有個人情報の提供に係る課題

- 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「独個法」という。）第 9 条第 2 項第 4 号では、利用目的以外で保有個人情報を提供できるケースの一つとして、専ら統計作成・学術研究目的のために提供する場合が規定されている。（参考資料 4-1）

ただし、同法第 9 条第 2 項柱書きのただし書において、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは提供できないこととされている。（参考資料 4-1）
- 一方、「平成 29 年度における独立行政法人等個人情報保護法の施行の状況について」によれば、実際に独個法第 9 条第 2 項第 4 号に基づいて提供された個人情報ファイルの件数は 26 件（18 法人）で、うち統計作成・学術研究目的のために提供されたと見受けられるものは 13 件（9 法人）となっている。（参考資料 4-2）

実際に提供された事例以外にも提供のニーズはあると考えられるが、統計作成・学術研究目的での保有個人情報の利用を阻害している要因としては、例えば、下記のようなものが指摘されている。

 - ①統計作成・学術研究目的に当たるか否かの判断が困難
 - ②本人等の権利利益を不当に侵害しないか否かの判断が困難
- 今後、研究活動における保有個人情報の適正かつ円滑な利用を促進する観点から、研究開発法人・国立大学法人に対するアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、統計作成・学術研究目的での提供ニーズや提供に当たっての阻害要因について把握・分析した上で、必要な措置を講ずる予定。（参考資料 4-3）

2 EUからの個人データの越境移転に係る課題

- 日 EU 間における相互の円滑な個人データの移転を実現すべく、本年 1 月に、我が国と EU の個人情報保護の水準が同等であると認定する、GDPR（一般データ保護規則）に基づく十分性認定がなされた。

- しかし、GDPR 十分性認定は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規律が適用される民間事業者等が対象であることから、同法第 76 条第 1 項第 3 号により同法第 4 章の適用が除外されている民間の大学・学術研究機関等や、独個法の規律が適用される独立行政法人等は、その対象外となっている。このため、官民を問わず我が国の大学・学術研究機関等が EU から個人データを取得する場合には、従前通り、本人同意や SCC（標準契約条項）等の手段を採る必要がある。（参考資料 4-4、4-5）

こうした状況について、自由民主党 IT 戦略特別委員会提言（H31.4.26）においては、「十分性認定の対象外となっている法人等も EU との間における円滑なデータ流通の恩恵を享受できるよう、具体的な方策について十分性認定の対象外法人等との議論を行いながら、適切な対応を図るべき」との指摘がなされているところ。（参考資料 4-6）

- 独立行政法人等が EU から個人データの移転を受ける主なケースとしては例えば下記が考えられ、③については、我が国の研究開発力の強化を図る上でも、特に GDPR 十分性認定のニーズが高いものと推察される。
 - ① 講師や留学生など EU からの来訪者の受入れを行う場合
 - ② EU 域内の支部の職員情報や業務情報を日本本部に送る場合
 - ③ 共同研究で EU の被験者等データを扱う場合

- 今後、研究活動における保有個人情報の円滑な利用を促進する観点から、研究開発法人・国立大学法人に対するアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、まずは現状における具体的なニーズや支障を把握・分析する予定。（参考資料 4-3）